

(新)

別表第2(第6条関係)

ア 拡大再生産加算(クラスター加算)

取組	事業区分	事業実施主体	加算額
市町村等が策定するクラスタープランに位置付けられた取組	一般事業(通常分)	市町村	補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
		市町村以外	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
	一般事業(特別分)	市町村	補助対象経費から7,500万円を引いた額に3分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
		企業等	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
		市町村、企業等以外	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から7,500万円を引いた額に3分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。

イ 拡大再生産加算(外商加算)

取組	事業区分	事業実施主体	加算額
本格的な外商展開を図る取組	一般事業(特別分)	企業等	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。

エ 拠点加算

取組	事業区分	事業実施主体	加算額
道の駅や直販所等の整備に係る取組	一般事業(特別分)	市町村	補助対象経費から7,500万円を引いた額に3分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。

(注)上記の加算額は、1補助事業において、アからウまでのうち、いずれか一つを適用するものとし、重複して受けることができない。クラスター加算の適用については、一つのクラスタープラン当たり、原則1回とする。ただし、複数の市町村にまたがるクラスタープランの場合は、1市町村当たり原則1回の適用を上限とする。

(旧)

別表第2(第6条関係)

ア 拡大再生産加算(クラスター加算)

取組	事業区分	事業実施主体	加算額
市町村等が策定するクラスタープランに位置付けられた取組	一般事業(通常分)	市町村	補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
		市町村以外	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
	一般事業(特別分)	市町村	補助対象経費から7,500万円を引いた額に3分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
		企業等	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。
		市町村、企業等以外	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から7,500万円を引いた額に3分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。

イ 拡大再生産加算(外商加算)

取組	事業区分	事業実施主体	加算額
本格的な外商展開を図る取組	一般事業(特別分)	企業等	市町村の継ぎ足し補助額と同額。ただし、補助対象経費から1億円を引いた額に4分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。

ウ 拠点加算

取組	事業区分	事業実施主体	加算額
道の駅や直販所等の整備に係る取組	一般事業(特別分)	市町村	補助対象経費から7,500万円を引いた額に3分の1を乗じた額と、5,000万円のいずれか低い額を上限とする。

(注)上記の加算額は、1補助事業において、アからウまでのうち、いずれか一つを適用するものとし、重複して受けることができない。クラスター加算の適用については、一つのクラスタープラン当たり、原則1回とする。ただし、複数の市町村にまたがるクラスタープランの場合は、1市町村当たり原則1回の適用を上限とする。